

2021 年 8 月 2 日

## 博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）への意見

日本動物園水族館協会事務局

## 1. 博物館法について

①博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）（案）P.2 に「動物園、水族館、～等について、これらの館種については、引き続き博物館法における重要な一部として検討をすすめるべきである。」と指摘されている。しかし、現状は動物園・水族館を博物館の一種と認識している人はそれほど多くは少ないと言えよう。

現行の博物館法は直接、動物園、水族館に言及していない。第 2 条第 1 項で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して～」との文面から、育成→生きものを扱う→動物園、水族館、植物園も含まれる、と解釈できる。国民に動物園、水族館も博物館の一種であることを理解してもらうために、法に動物園、水族館の文言を入れていただきたい。

②「動物の愛護と管理に関する法律」で動物園、水族館は「動物取扱業」として扱われている。自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に向けて活動している動物園、水族館をペットショップや猫カフェと同じ範疇の「同部 t 取扱業」として扱うことに疑問を感じる。

## 2. 登録制度について

①2018 年 12 月末現在の調査では日本動物園水族館協会（以下 JAZA と略称）加盟 151 施設（動物園 91、水族館 60）のうち、登録施設 11（動物園 2、水族館 9）、相当施設 75（動物園 44、水族館 31）となっている。加盟施設全体の割合で見ると登録施設は 7.3%、相当施設は 49.7%である。（2021 年 8 月現在の JAZA 加盟動物園は 90、水族館は 50）。

登録数が少ないのは登録要件を満たさないためと考えられる。

相当施設が JAZA 加盟園館の 50%弱を占めるのは、博物館の一員であるという意識の表れ。登録するメリットが少ない。（④で再度説明）

②「審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていない」のはご指摘の通り。

③「登録制度から認証制度への転換と、認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関を設置すべき」という意見に賛成する。

JAZA は世界動物園水族館協会 WAZA が提唱する WAZA 加盟施設が 2023 年末までに動物福祉向上目標のためのスキームを構築する作業を行っている。

WAZA に加盟している JAZA 園館は現在 10 施設である。残り 130 の WAZA 非加盟施設については 10 年ほどかけて順次、動物福祉目標達成を目指していく予定である。

「いろいろな館種がある中で、形式的でなく活動主体で認証作業を公平に行う第三者機関」

をどのように設置するかが課題と考える。

「新しい制度が、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである」という方向性に賛成である。

「審査基準の転換に伴い、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を図るため登録（認証）の更新制の導入」は必須と考える。

「更新の期間については、10年程度を想定する」とあるが、JAZAも当面10年程度を想定している。しかし、WAZA加盟協会の多くは5年程度を推奨しており、認証制度に習熟した段階で更新期間を短くする方向での見直しが必要と考えている。

④「登録施設に対するメリットは、大きく予算事業や地方交付税における支援の拡大、税制上の優遇（設置者への優遇や寄附・寄贈に対する優遇）、他の法令体系と連動した振興策（例えば、手続きの合理化や特別な措置）に分類される」が、以上に加えてJAZAとしては、希少種保全に関わる動物移動に伴う許可関係書類手続きの簡素化を望む。（登録園館間の動物移動は届け出でだけで良いなど）

⑤「ネットワークの形成による振興については、今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。」とある。

自然史を扱う館種として、生きた生物を扱う植物園をはじめ自然史系博物館とのネットワーク構築を進めたい。さらには動物とかかわる民俗、絵画、文学当の広い分野での連携も進めるべきと考える。新しい博物館法によるサポートを期待する。

⑥ 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）：動物園水族館は生きた動物の魅力を身近に伝える施設である。デジタル技術を応用したバーチャルなものはあくまで生の魅力を伝えるための補助的なものとする。主体はあくまで生きている動物で、その周辺情報の提供や、施設利用の利便性向上にデジタル技術を応用したい。

### 3. 学芸員制度について

①動物園水族館で働く職員に学芸員資格を持つものはいるが、学芸員として採用されている職員は皆無と言ってよい。組織として動物園水族館に学芸員をどのように定着させるかが課題となっている。

JAZAは飼育を担当する勤務歴2年以上の職員に対して飼育技師資格認定試験をおこない、飼育技術の向上を図っている。現在は来年度の実施を目指して係長級職員を対象にした上級試験の導入を検討している。

### 4. その他

①水産資源の持続的活用場として水族館の活動をサポートする超党派による議員立法「水族館支援法（水産庁所管?）」が検討されていると聞いている。水族館支援法の詳細は不明であるが、博物館法との関係を整理する必要がある。